

## 理事会規程

第1条 理事会は、法令及び規約に規定するものの他、この規程の定めるところによる。

第2条 理事会は、理事及び監事（以下、「役員」という。）を理事会開催場所に招集して開催することを基本とする。但し、遠方に所在する等の理由により、理事会の開催場所に赴くことが困難である役員は、会議システムにより出席することができる。

第3条 会議システムによる理事会の開催にあたっては、出席者間の協議と意見交換が自由にできるように各出席者の音声や映像が即時に他の出席者に伝わる仕組みになっていなければならない。

第4条 理事会は、次に掲げる各号の事項を決定するため、必要に応じ理事長が招集する。

- 一 組合会の招集及び組合会に提出する議案
- 二 常務理事の選任及び解任の同意
- 三 事業運営の具体的方針
- 四 準備金その他の財産の保有及び管理の具体的方法
- 五 規約に定める事項
- 六 その他事務執行に関する事項で理事会において必要と認めたもの

第5条 理事会の議長は理事長とする。

第6条 理事長は、理事会を招集しようとするときは、理事に対して、開会の日から少なくとも3日前に招集状を発しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

2 前項の招集状には、会議の目的である事項、開会の日時及び場所を記載しなければならない。

第7条 理事は、理事会に出席することができないときは、あらかじめ通知のあった理事会に付議する議案について賛否の意見を付した書面又は代理人をもって、議決権又は選挙権を行使できる。

2 代理人については、選定理事の場合は理事会に出席する他の選定理事、互選理事の場合は理事会に出席する他の互選理事でなければ代理を行うことはできない。

第8条 理事会は、理事定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

第9条 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数なるときは、理事長がこれを決する。

第10条 理事会の会議録は、組合格約第23条の規定を準用する。

第11条 会議録には、理事長並びに出席選定理事及び出席互選理事のうちから、理事会により選任された各1人がこれに署名捺印しなければならない。

第12条 組合員は、理事会の会議を傍聴することができない。但し、理事会において傍聴を認める決議があったときは、この限りでない。

第13条 理事長は、理事会の運営について必要と認める事項がある場合は、理事と協議して別にこれを定めることができる。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、令和2年9月1日から一部改訂、施行する。

[第2条、第3条、第10条]